

■ リスク管理の体制

当金庫では各種業務執行に伴い発生するさまざまなリスクを正しく把握するとともに、金融情勢の変化に対応できるよう内部管理基本方針を定め、リスクを統合的に管理し経営の健全性、適切性に努めています。

リスクの種類

・信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し損失を被るリスクであります。当金庫では次項のような審査・管理を行っています。

- ①クレジットポリシーに基づく厳正な審査を行っています。
- ②ポートフォリオ管理に基づき特定の業種および大口化等の偏寄った融資を回避しています。
- ③不動産担保融資については定期的に見直し評価を行い適正担保評価の確保に努めています。

・市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク要因により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスクであります。当金庫では主な3つのリスクを掲げ運営・管理を行っています。

- ①金利リスク～資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより利益低下ないし損失を被るリスクであり、市場の発達や動向に応じて資産負債総合管理委員会で慎重に対応しています。
- ②為替リスク～外貨建資産を保有している場合、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスクであり、市場環境の変化に応じ外部情報等を入手し対応しています。
- ③価格変動リスク～有価証券等の価格変動に伴って資産価格が減少するリスクであり、有価証券の運用については、安全性・収益性を重視した運用を行い定期的にポートフォリオ分析を実施し対応しています。

・流動性リスク

予期せぬ資金の流出により、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」と市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しい不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る「市場流動性リスク」であります。

当金庫は市場の流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り体制を目指し、資産負債総合管理委員会で対応しています。

・オペレーショナル・リスク

金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク及び金融機関自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスクであります。主なリスクの種類は「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「人的リスク」「風評リスク」などとし、事務システムリスク管理委員会、資産負債総合管理委員会、コンプライアンス検討委員会の機能を活かし、経営の健全性、適切性の確保に努めています。

■ 法令遵守の体制

金融機関にとって法令等遵守態勢の整備・確立は、金融機関の業務の健全性及び適切性を確保するためには最重要課題の一つと位置づけられています。当金庫では経営陣の役割と責任を果たすことを目的とし「内部管理基本方針」を定め、金庫業務の全般にわたり法令等遵守態勢の整備・確立に努めています。

■ 顧客保護等管理の体制

金融機関における顧客保護等管理態勢の整備・確立は、顧客の視点に立った顧客の保護及び利便性の向上の観点から重要であり、当金庫では「顧客説明」「顧客サポート」「顧客情報管理」「外部委託管理」「その他顧客保護等」の態勢の改善に努め、金庫業務のもつ社会的責任及び公共的使命への信用・信頼の確立に取り組んでいます。

■ リスク管理債権

1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分		平成18年度末	平成19年度末
破綻先債権額	(A)	393	472
延滞債権額	(B)	3,682	3,209
合計	(C) = (A) + (B)	4,076	3,682
担保・保証額	(D)	2,883	2,727
回収に懸念がある債権額	(E) = (C) - (D)	1,193	955
個別貸倒引当金	(F)	1,176	937
同引当率	(G) = (F) / (E) (%)	98.57%	98.11%

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。(以下の各表における金額についても同様です。)

2. 3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
3カ月以上延滞債権額 (H)	—	—
貸出条件緩和債権額 (I)	102	191
合計 (J) = (H) + (I)	102	191
担保・保証額 (K)	41	122
回収に管理を要する債権額 (L) = (J) - (K)	62	69
貸倒引当金 (M)	6	2
同引当率 (N) = (M) / (L) (%)	9.67%	2.89%

リスク管理債権の状況

3. リスク管理債権の合計額

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
(C) + (J)	4,178	3,874

- (注) 1. 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 ③破産法の規定による破産の申立てがあった債務者
 ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3カ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3カ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

金融再生法上の開示債権

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,546	2,224
危険債権	1,580	1,505
要管理債権	102	191
正常債権	32,707	32,704
合 計 額	36,935	36,626

金融再生法上の開示債権

区分の説明

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」「要管理債権」以外の債権をいいます。

○金融再生法開示債権保全状況

(単位：百万円)

	平成18年度末	平成19年度末
金融再生法上の不良債権 (A)	4,228	3,921
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,546	2,224
危険債権	1,580	1,505
要管理債権	102	191
保全額 (B)	4,167	3,831
貸倒引当金 (C)	1,236	981
担保・保証等 (D)	2,931	2,850
保全率 (B) / (A) (%)	98.55%	97.70%
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C) / ((A) - (D)) (%)	95.29%	91.59%

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。